

# コピペはダメなの？



ぶっくま先生、こんにちは



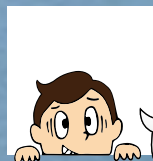
井上くん、この前きみが提出したレポートは、〇×大学の▲先生のウェブサイトからの丸ごと**コピペ**でうまく出来てるねえ。



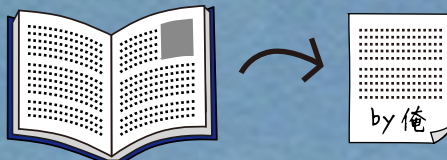
ゲッ！何でバレたんですか!?



甘いねえ。教員はたくさんの学生のレポートを読んでいるから、分かるんだよ。



す、すみません…。



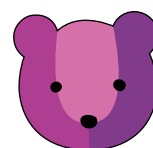
他人の文章・作品・論文を盗んで、自分が考えたものであるかのように発表することは「**剽窃**」<sup>ひょうせつ</sup>といって…

# OUT!



## 絶対にしてはいけない！

文章・作品・論文等を書いた人は、**著作権** という権利を持っているんだよ。その著者の許諾がないと無断で使ってはいけないよ！



ぶっくま先生

愛らしいルックスにそぐわぬ  
厳しい指導で有名。  
質問には丁寧に答えてくれる。  
出欠は毎回とるタイプ。



井上くん

法政大学1年生。  
大学生になり、レポートという  
ものに初めて出会う。  
コピペ世代。  
悪気はない。



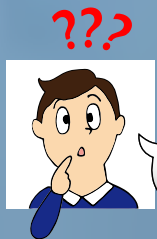
# コピペはダメなの？



じゃあ、書いた人にいちいち許可を得ないといけないんですか!? ムンドクサイ...



それじゃあ、大変だよね。そこで「例外的な無断利用」ができる場合があるんだ。それは「公表された著作物は**引用**して利用することができる」というもの。これは法律で定められているんだ。※1



「引用」ってどうやるんですか？



ルールがあるよ。

1. 引用した部分と、自分の意見の部分を明確に分ける。
2. 何から引用したか必ず書く (出典を明示)。

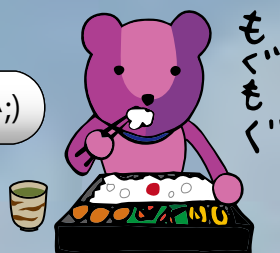


ルールを守れば、コピペ自体は悪いことじゃないんですね。じゃあ、レポートなんか簡単ですね♪

でも、レポートの大部分を引用で埋めて、自分の意見が少しではいけないよ。引用部分の方が自分の意見の部分より分量が少ないという関係にないといけない。※2



なるほど... レポート頑張ります (^\_^)



# 完

※1 著作権法第32条第1項(引用)

他人の主張や資料等を「引用」する場合の例外。

【条件】

- ア. 既に公表されている著作物であること
- イ. 「公正な慣行」に合致すること
- ウ. 報道、批評、研究などのための「正当な範囲内」であること
- エ. 引用部分とそれ以外の部分の「主従関係」が明確であること
- オ. カギ括弧などにより「引用部分」が明確になっていること
- カ. 引用を行う「必然性」があること
- キ. 「出所の明示」が必要(コピペ以外はその慣行があるとき)

※2 ※1のエ

つまり、通常は質的にも量的にも、自分で書いた文章が「主」、引用部分が「従」。まず自分で書いた文章があることが前提条件で、そこに補強材料として引用をするという関係。